

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社川野商事 代表取締役社長 川野 光世
【住所又は本店所在地】	埼玉県川越市仙波町三丁目13番地12
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヤオコー
証券コード	8279
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社川野商事
住所又は本店所在地	埼玉県川越市仙波町三丁目13番地12
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 （株）ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社川野パートナーズ
住所又は本店所在地	埼玉県川越市六軒町一丁目3番地11
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 （株）ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（公益財団法人）
氏名又は名称	公益財団法人川野小児医学奨学財団
住所又は本店所在地	埼玉県川越市脇田本町1番地5
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 （株）ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ブライト
住所又は本店所在地	埼玉県川越市仙波町三丁目13番地12
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 （株）ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

5【提出者（大量保有者） / 5】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川野 幸夫
住所又は本店所在地	埼玉県川越市仙波町三丁目13番地12
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 （株）ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

6【提出者（大量保有者） / 6】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川野 清巳
住所又は本店所在地	埼玉県川越市六軒町一丁目3番地11
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 (株)ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

7【提出者（大量保有者） / 7】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川野 光世
住所又は本店所在地	埼玉県川越市仙波町三丁目13番地12
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 (株)ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

8【提出者（大量保有者） / 8】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川野 純子
住所又は本店所在地	埼玉県川越市六軒町一丁目3番地11
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 (株)ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

9【提出者（大量保有者） / 9】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川野 友康
住所又は本店所在地	埼玉県川越市六軒町一丁目3番地11
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 (株)ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

10【提出者（大量保有者） / 10】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	川野 澄人
住所又は本店所在地	埼玉県富士見市ふじみ野西二丁目1番地1 アイムふじみ野タワー東館1605
事務上の連絡先及び担当者名	川越市脇田本町1番地5 (株)ヤオコー 総務部 池田 一基
電話番号	049-246-7000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.34
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年1月1日
訂正箇所	・ 変更報告書提出事由の訂正 ・ 提出者4の保有目的の訂正

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

共同保有者の増減

提出者1の株券等保有割合が1%以上増加

提出者4の株券等保有割合が1%以上減少

共同保有者の株券等保有割合の1%以上の増加

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

共同保有者の増減

株券等保有割合の1%以上の増加

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者)/4】

(2)【保有目的】

株式会社ブライトは、平成27年4月1日付で株式会社川野商事を存続会社として吸収合併されたため、非存続会社となり消滅。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者)/4】

(2)【保有目的】

該当事項なし。